### 最近の違反事例③(景品表示法優良誤認表示事例)

株式会社ミーロードに対する措置命令について

<平成29年3月30日公表>



「バストUPとスリムUPを同時にかなえるスタイルUPサプリの決定版!」と記載

「今までの『プエラリア』では満足できなかったアナタへ・・・」と題し、バストの下部に手を添えたポーズの女性の画像と共に、「魅惑的なメリハリBodyに・・・」と、余裕のあるぶかぶかの短パンをはきお腹周りを指差している女性の画像と共に、「キュッ!」、「見てください!こんなブカブカに!」と、「Gカップでも57.8kg→47kg −10.8kg」、「女子カUPに胸ふくらむ!!」と記載

自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品を摂取 するだけで、豊胸効果が得られるとともに痩身効果が得 られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

11

🍊 消費者庁 表示対策課食品表示対策室

第5 事例解説

## 最近の違反事例4 (景品表示法優良誤認表示事例)

ティーライフ株式会社に対する措置命令について

<平成29年9月29日公表>



自社ウェブサイトにおいて、「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入り及び4個入りの食品について、あたかも、普段の食生活における飲料を対象商品に替えることにより、対象商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。

### 例えば、

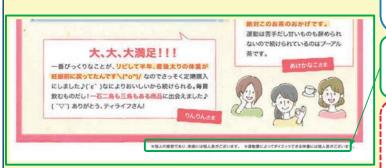
〇「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」

- ○「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキン が『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。
- 〇「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣!」

等と記載。

○「個人の感想であり、実感には個人差がございます。」等と記載していたが、当該記載は前記の表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではなかった。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。



### 最近の違反事例(5) (景品表示法優良誤認表示事例)

葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の販売事業者 16社に対する措置命令について <平成29年11月7日公表>

表示例:株式会社太田胃散のウェブサイト

「ありがとう いいくすりです」の
本田胃散から登場!







※個人感想であり、効果・ 効能をあらわすものではあ りません。 16社が販売している機能性表示食品について、あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪(及び皮下脂肪)の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⇒景品表示法第7条第2項の規定に基づき、16社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、16社から資料が提出されたが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

表示例:株式会社CDグローバルのウェブサイト

[現状の生産状況ならびにお客様へのお願い]

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日販売を開始しました「葛の花イソフラボン青汁」につきまして、弊社の予想を 大きく上回るご注文を頂いており、生産が間に合わない状態が続いております。

つきましては、大変心苦しいのですが、当面の間、お一人様3箱までのご購入と させていただきます。

日ごろご受顧頂いているお客様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたします 事を深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き弊社商品をご愛顧頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社CDグローバル 社員一同

先日販売を開始しました「葛の花イソフラボン青汁」 につきまして、弊社の予想 を大きく上回るご注文を頂いており、生産が間に合わ ない状態が続いております 株式会社CDグローバルが販売している機能性表示 食品について、あたかも、本件商品の販売数量に関 する具体的な予想を立て、当該予想販売数量を上回 るほどの相当程度多数の注文を受けているかのよう に示す表示をしていた。

⇒実際には、具体的な数値予想を立てておらず、 表示期間中における注文数は僅少であった。

13

消費者庁表示対策課食品表示対策室



# ④ 信頼できる情報源





http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\_labeling/pdf/161121premiums\_3.pdf

15

消費者庁表示対策課食品表示対策室

# ⑤ バランス食生活

# ⑤バランス食生活の啓発活動

#### 【消費者庁ウェブサイトトップページでの周知】



### 【パンフレットによる周知】





# 3

#### 【政府広報を活用した啓発】

- ・保健機能食食品について、バランスの良い食生活を基本に賢く利用を進めるために、政府広報による啓発を行っています。
- ・で政府広報における掲載状況は、消費者庁のツイッターで、広く消費者に周知しています。

媒体	時期	概要
モバイル端末 The News	27年12月	・スマートフォンのニュースサイト上 の広告
音声広報CD が 「明日への声」	29年1月	・点字図書館等への配布 ・インターネット上でも内容を音声や 文字で紹介
モバイル端末 The News	29年2月	・スマートフォンのニュースサイト上 の広告
ウェブサイト 政府広報 オンライン	29年3月~	・インターネット上の政府広報サイト 内「暮らしに役立つ情報」コーナーで、 特集を掲載
モバイル端末 Yahoo!ニュー ス	29年3月~4月	・スマートフォンのニュースサイト上 の広告
政府広報ラジオ 秋元才加の Weekly Japan!!	29年6月	・ラジオ番組(全国38局ネット)で紹介